

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター
2010. 2.10発行〈通巻第398号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 時間外月200時間の過重労働で労災申請中! 2
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その1 古川和子 7
- はつりじん肺訴訟の原告にきく その3 9
- アスベスト報道ダイジェスト 2010年1月 15
- 韓国からのニュース 16
- 前線から(ニュース) 22
 これからのアスベスト対策で集会 中皮腫・アスベスト疾患・患者と
 家族の会奈良支部

時間外月 200 時間の過重労働で 労災請求中！

労災保険は過重労働による脳・心臓疾患についても、判断指針を定めて労災認定しているところであるが、請求件数に比べてその認定率はとても低い。2001年に「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準」が改定され、長期にわたる疲労の蓄積も考慮すると明文化したうえで長時間労働に関して具体的な目安が数値で示されてからは、それまでよりは認定されやすくなったとはいえ、2008年の請求件数 889 件に対して認定件数は 377 件と 47.3%の認定率である。

最近の脳・心臓疾患の事例 2 件を紹介する。

発症日はいつか？

退職 1 年後の陳旧性心筋梗塞の診断で因果関係の判断が困難に 安全センター事務局

長時間労働の末に発症したと思われる心筋梗塞に対し北大阪労働基準監督署が労災認定しなかったため、Yさんは2009年12月25日、大阪地裁に労災不支給の取消を求め行政訴訟を提訴した。

事件の概要はこうである。

Yさんは高校を卒業後、大学の土木工学科の夜間部に通いながら、父親が雇用されている建設会社A社で働き始めた。そして、大学を1997年に卒業と同時にその会社の正社員となった。建設現場の監督の補助作業を1年ほど行った後、次第に現場監督を任されるようになった。現場監督の仕事は、常に長時間労働で、朝8時から夕方5時までは現場で監督業務を行い、その後、事務所に帰って書類仕事をし、常に残業を行って

た。

また、2000年ごろから社長がたびたびYさんにむかって怒鳴り散らしたり、机やドアを乱暴に扱うなどの態度をとり、相当なストレスをかけられるようになった。

そんな折、2001年12月ごろから、日ごろの業務に加えて、ISO9001規格取得の書類作成や、公共工事用の書類作成プログラムの作成もさせられ、業務時間はとんでもなく長くなることになった。結局、2002年6月で整理解雇を受け入れて退職したのだが、最後の6か月の平均時間外労働は、月176時間だった。退職直前のYさんは毎日疲れが取れることなく、全身に蕁麻疹がでるなど、体調は非常に悪かったが仕事をやめてからはひたすら自宅で療養し、体調は回

復したかと思われた。ところが1年後、体調も回復したと思いアルバイトを始めた別の会社で現場監督として働いていて体調を崩し、肺炎で入院した。そのときに心不全を起こしていることが分かった。「陳旧性心筋梗塞」と診断され、バイパス手術を受けた。

発症後4～8週程度までの心筋梗塞は「急性心筋梗塞」、それ以上を経過した心筋梗塞は「陳旧性心筋梗塞」と分類される。Yさんは、以前のA社での長時間労働が原因だと確信し、労災申請を行った。発症したときYさんは26歳、運動部で鍛えていて人より体力があると自負していたのが、この若さで心筋梗塞を起こすには、相当な外的要因が作用したとしか考えられなかった。

ところが、Yさんのケースでは現行の認定基準では認定されない。長時間労働についての評価の期間を「発症前おおむね6か月」と定めているからだ。Yさんの「陳旧性心筋梗塞」がわかったのは、退職から1年後だった。

北大阪労働基準監督署は2005年4月に労災不支給決定を出し、その段階でYさんから当センターに相談があった。まずは、医学的に因果関係が言えるのかという事で、国立循環器病センターの主治医に相談した。主治医は、不支給になったと聞いてたいへん驚き、自分の意見書が言葉不足だったのなら書き直すとまで言ってくれた。主治医の意見は「プロテインS欠乏症（これが少ないと血液が凝固しやすい）があれど、このことは心筋梗塞にいたる原因ではなく促進要因のひとつで外的要因が作用したのが心筋梗塞の原因」ということだった。また、発症

時期についてもYさんの心臓は「リモデリング」という血管が閉塞して十分に血液が送られないときに起こる左心の拡大変化がみられ、その状態からも心筋梗塞は「半年から1年以上前」に起こったと言えるとした。心筋梗塞が、長時間労働を行っていた時期や退職後間もなく起こっていたとしたら、間違いなく、業務上であり、またその可能性があると言えるというのが、主治医の意見だった。

主治医の意見を得て大阪労働局に審査請求したが、長時間労働に関しては1年前とはいえ、タイムカードもあり明らかであったので、争点は医学的な因果関係に集中した。監督署段階での地方労災医員の意見は、「退職して1年を経ており直接的な要因とはできない、原因は固体に内在する素因的要因が関与した蓋然性が高い」としていた。それに加えて、審査官の段階でさらに2人の鑑定医意見が出され、主治医を含めて3人の医師の意見書が出ているが、本人が最後に健康診断を受けた2001年7月から2003年6月肺炎になって病院へ行くまで医学的な資料が何もないためか、それぞれの意見が少しずつ異なる。ただ心筋梗塞は2回以上起こしているのではないか、最初の心筋梗塞からは相当時間が経過してる可能性があるなどとしているものの、いずれも時期を特定することはできず、また本人にもプロテイン欠乏症や喫煙などいくつかのリスク要因がみられるので、業務との因果関係は「不明」とした。

2008年7月に審査請求は棄却、また再審査請求も2009年7月に棄却となった。

医学的に争わざるを得ないが、現実問題、いつ発症したかという証明は困難である。しかし、多いときは月に234時間もの時間外労働をしていたという事実だけで十分ではないだろうか。他に26歳の健康な若者が心筋梗塞を起こすほどの原因は見当たらない。

今後は、医学的にどこまで因果関係が証明できるかがこの訴訟の重大事項である。

幸いYさんは、心臓の機能はかなり落ち重労働はできないものの、新たな職場でPC業務に従事している。

認定基準を考えると難しい行政訴訟であるが、とんでもない長時間労働やパワーハラスメントの末に、心筋梗塞という運が悪ければ死にいたるほどの病を発症させた責任はどこかで問われなくてはならない。

『脳梗塞』労災認定闘争

**非正規パート社員 月間労働時間350時間！
郵便輸送株 成田勇三**

私が働く職場、『日本郵便輸送(株)』(以下、「会社」)で現代日本の格差社会を象徴するような労働災害がありましたので認定闘争と合わせて報告します。

月間労働時間350時間

2009年6月10日深夜、契約パート社員のMさん(58歳・独身)が「会社」の風呂場で入浴中、気分が悪くなり救急車で病院へ搬送されました。命は取り止めたものの、診断書によると『急性期脳梗塞』、その後、約3か月間の入院を余儀なくされ開頭手術を受けましたが左半身に後遺症が残り、高次脳機能障害の症状も見受けられます。とりわけ、左腕は現在も、発症前に比べ2~3割程度の回復です。

Mさんは7年間、3か月契約の有期雇用をくり返し更新されてきました。

契約パート社員は「短時間便」と呼ばれる

勤務時間が6時間未満の、本務者と呼ばれる正社員と比べ短い仕事をこなす契約です。会社との約束では、労働時間を一カ月約100時間とし、社会保険に加入しないことになっていました。しかし、実際の労働実態は200時間をゆうに超え、繁忙期などは月350時間に及ぶこともあり、実質正社員と変わらない状態でした。すなわち、Mさんは、いわゆる『名ばかり短時間パート社員』で、自分の「短時間便」をこなすかわら、要員に穴のあいた仕事の応援業務や、『浮き線』と呼ばれる乗務員が決まっていない「短時間便」も執行していました。ひどい時は勤務終了後、急に本来業務以外の仕事を指示されたり、休日に携帯電話で呼び出されたりで、十分な休息を取ることができませんでした。

入院後一週間位して病院へ見舞に行き、労災について認定基準や療養給付・休業給付等、本人と話すうちに、労災申請に向け立ち上がることになりました。



しかし、Mさんは、兄が東京に一人いるだけで、会社との交渉を頼める人が誰もいません。私が交渉窓口となりましたが、会社から「お前は交渉の資格がない」と言われ、結果的にMさんから委任された「代理人」ということを認めさせ、私が交渉することになりました。

会社と食い違う災害発生時の状況と賃金計算書請求

まず、最初の交渉は、「会社」に一年分の『賃金計算書』を請求しましたが、当初、「会社」は出すことを渋り、無視の状態が続きました。粘り強く交渉を続けてきた結果、最終的に会社は資料を出しましたが、交渉中、JP労組の分会や支部の役員に、組合から「会社」に対し請求してもらうことを要請したにもかかわらず、役員曰く「Mさんは組合員でない」、「稼ぐために、勝手に残業をした」等で、残念ながら組合の協力はえられませんでした。

「会社」内部の報告手続きである『労働災害発生状況報告書』を作成する際、Mさんは「本人記載欄」に、当然に、長時間労働等、業務との関連を記載しましたが、「会社」は「休みの日に勝手に風呂に入り気分が悪くなった」とする、労働とはまったく関係のない内容の書面をわざわざ作成しました。そもそも、「本人記載欄」に「会社」が都合の良いことを書き込むこと自体違反であり本質の歪曲の何物でもありません。

過労死ライン

ところで、厚生労働省の「脳・心臓疾患の認定基準の改正について」というパンフレットによると、「新認定基準」として「発症前・・2～6か月間にわたって、1か月当たり概ね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できることを踏まえて判断すること。」としています。

Mさんの労働時間は多い月で月間300時間を超えていましたが、月平均して80時間あるかどうかポイントになります。

苦勞して「会社」から出させた『賃金計算書』を基に計算したところ、ほぼ80時間の超勤時間がありそうです。しかも、精査したところ「前月借り分」とされる超勤時間があることが判明しました。つまり、多く働かせ過ぎた月は、超勤時間の「調整」（＝隠ぺい）を行い、超勤時間の一部を「借り」として翌月に先送りしていたのです。

また、同「基準」によると「過重負荷の有無の判断については・・客観的かつ総合的に判断すること。」としています。したがって、いつ会社から携帯電話で呼び出しが掛かるかわからない状態で、ワンボックスカーで連日寝泊まりしていた「待機」の実態（＝拘束時間）や昼夜24時間体制で働いていた実態は、十分労災認定の対象になると考えられます。

社会保険の遡及加入

Mさんは、現金の貯えが乏しく入院費用・手術代等を支払うとほとんど手持ち金がなくなっていました。おまけに「会社」の『就業規則』17条2項、契約の解除「私傷病による休業期間が引き続き2か月に達したとき」により、10月末日で解雇されました。

勿論、交渉窓口として「会社の長時間労働による労災申請中の首切りは不当であり言語道断である」と抗議しましたが、会社は「労災認定がされるまでは、就業規則どおりやらせてもらいます」と、そっけない返答です。散々、労働者をこき使った後は使い捨てです。まさにMさんは、路頭に迷いホームレスになるか、自殺かの瀬戸際です。

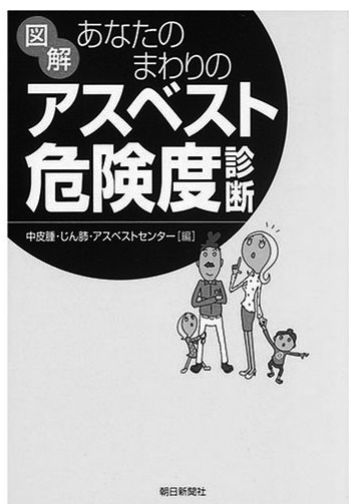
そこで、会社と行った第二の交渉は、社会保険を2年間遡及加入させ、傷病手当金の受給を受けることです。つまり、短時間パート契約であっても「会社は通常の労働者の

4分の3以上働かせていたので法律上、社会保険に加入する義務」があります。現在、社会保険事務所への申告が終了し遡及手続きが完了しました。Mさん以外にも同様に働いている労働者が多数いるので、全員の社会保険加入を視野に現在行動中です。（※会社は当初Mさんに「社会保険料の個人負担分二年分109万円を持ってこい」と言いましたが、とりあえず「会社責任で加入しろ」とやり返し、会社は結果的に認めました。）

また、労災認定まで当座の生活費を捻出するため、区役所に対し生活保護手続きも完了し、受給が決定される直前です。

以上、ですが、続きもありそうです。

*Mさんはその後、また、生活保護が認められ、大阪西労働基準監督署に請求した労災の結果を待ってる。



図解 あなたのまわりの アスベスト危険度診断

中皮腫・じん肺・アスベストセンター [編]

1260円 (税込み) 朝日新聞社

怖がっているだけではもういけない！

…アスベストに詳しい民間団体が「建物のアスベスト」について徹底解説。これさえあれば気になるアスベストの危険性が簡易判断できる初めての本です。自宅・学校・会社…気になるあなたに必携の一冊です。

連載 それぞれのアスベスト禍 その1

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

昭和62年に学校施設等におけるアスベスト使用が社会問題となったことを踏まえ、文部科学省(旧・文部省)はアスベスト処理に関する対応策について早急に検討するため、国公立学校施設(幼稚園を含む)等について、吹き付けアスベストの使用状況の実態把握を目的として調査を行った。その検証結果、公私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等のアスベスト対策に関する補助制度を創設して対策を講じてきたということは文部科学省のホームページで記している。しかし学校のアスベスト対策はこれで万全だったのだろうか?近年私達のもとに寄せられる相談で、教師の中皮腫が増していることに伴いその疑惑は増してゆく。

その様な声を受けて「学校アスベストネットワーク」が設立された。設立総会は2009年8月9日に岐阜市内の閑静なお寺の一室で行われ、東京・名古屋・大阪から8名が集まった。設立の趣旨として(以下、学校アスベストネットワーク会報創刊号から抜粋)「アスベスト問題は、最大最悪の公害・労災問題であると同時に、学校が深くかかわっているという点で重要な教育問題、教育課題、そして子どもの人権問題でもあります。一昨年に認定された学校関係者の中皮腫罹患者数はすでに100人に近づいていま

す。しかし、被害が、全国に広く分散していることもあって、被害者は孤立し、原因究明は不十分であり、労災補償は未だに一件も認められていません。アスベスト問題は終わったとされ、含有吹き付けが放置されている事例すらあります。私たちは被害者と家族、吸ってしまったかもしれない生徒と教職員、および公害環境問題に関心を持つすべての人々が、広く手をつなぐ時期にさしかかっていると考え、全国的ネットワークを結成しました。学校は、鉱山、工場、建築現場、既存建築物、および周辺環境へと広がるアスベスト被害の現場の一つです。私たちは、他の被害者関係者と協力して、学校アスベスト被害の原因究明と補償、将来の被害根絶をめざします。」(学校関係者の被害者数は環境保全機構より認定を受けた被災者のアンケート調査による)

学校アスベストネットワーク設立の原動力となったのは、各地に孤立していた被害者達の強い思いだった。20年余り前に中皮腫で夫を亡くした患者と家族の会関西支部会員後藤雅子さんもその一人だ。後藤さんの夫は当時「珍しい肺がんです」と大学病院で告知され、あっという間に死亡した。病院側の要請で解剖を行い「胸膜中皮腫」と判明したがその当時はアスベストが原因など思

いもよらなかつたという。クボタショックが起こり驚いて教育委員会に電話した。「夫が中皮腫で亡くなりました。もしも学校に原因が有るのならば子供たちの健康被害も心配です」と訴えたが担当者の反応は事の重大さが理解できない様子だったという。また発病までも至らないけれど、曝露したことへの危機感と不安を抱いている教師もいる。

10数年前から学校のアスベスト問題を訴えてきた、大阪府在住の現職教師である小坂先生は「アスベスト問題は、最大最悪の公害問題であると同時に、学校が加害者になりうるという点で最も重大な教育問題でもあります。」と語る。学校が加害者になる、という言葉に私は驚愕した。子供たちにとって安全な場所であるべき学校が、子供たちの命を危険に曝しているという事実は、文部科学省をはじめ全国民が真剣に取り組むべき課題だと思う。

中には、本職の大工さん紛いの事をしてきた教師もいる。中学校勤務のAさんは生徒が教室や廊下の天井をほうきの柄で突いて破損した個所を修理してきた。ボード版の天井はほうきの柄で突くと容易に穴が開くので、生徒達は面白がって突いて穴を開けて遊んだ。Aさんは、技術室の横にある小部屋で丸のこを使ってボードを必要な大きさに切断して穴のあいた個所の補修に当たっていた。小さな部屋は切断時に出る粉じんが大量に舞っていた。集塵機は有ったが、用を足さないくらいに視界が悪かったという。窓の無い小部屋は、作業の後は粉じんが床に落ち、そのまま次回の作業まで残ってい

た。

器用なAさんはこの様な作業を長年繰り返してきた。そして彼は今、胸膜中皮腫で抗がん剤治療を行っている。

多くの被害者の方に会っていると、発病に至った曝露原因が不明な方も結構いる。しかし私は「必ず何処かでアスベストを吸っているから発病するのだ」と確信している。原因不明と思われる方の中には学校で曝露した方も居るはずだ。これまでは簡単に「労災ですね」と言える方が多かったが今では「曝露原因は？」と頭を捻ることもある。今後、学校アスベストネットワークの活躍に期待をしたい。

連絡先：

学校アスベストネットワーク

中皮種・じん肺・アスベストセンター内
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1
Zビル5F Tel (03) 5627-6007 FAX (03)
3683-9766 Email: info@asbestos-center.jp

担当 事務局長 永倉氏

これからも増え続けるであろう石綿健康被害、最前線で被害者と向き合って活動する古川さんに、再度、連載をお願いした。被害者やその家族の思いを知っていただけるような連載にしたい。乞うご期待。(事務局)



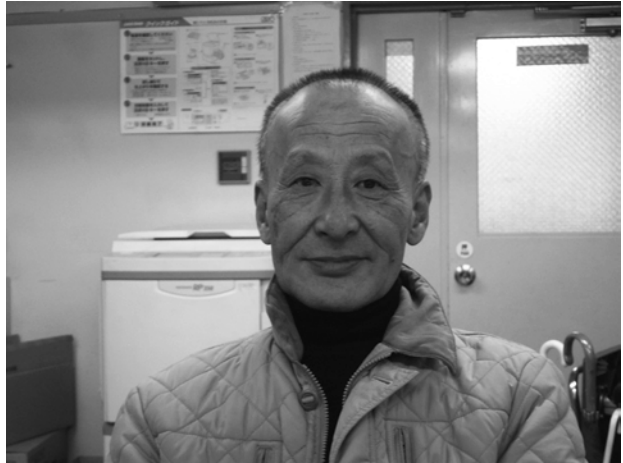
はつりじん肺訴訟原告にきく その3

原告団へのインタビューも3回目になりました。15人の原告のうちすでに5人の方を紹介しました。今回さらに3人をご紹介します。

■植田勇さん

プロフィール：

大阪府出身。じん肺管理区分3イ。飛鳥建設などの現場で働く。



植田勇さん

—今回は植田さんに来ていただいています。

徳田さんと私と、死んだ指宿と同時にここで片岡さんにお世話になったんですよ。

—どんな現場に行っていましたか。

竪坑とかね、ライナー（鉄枠）を埋め込んでいくときに、はつりを。地面を掘っていくうちに岩盤が出てきて、それをはつるんですが、あれには泣かされた。削岩機のタンガロイなんかは焼けてしまうから、30番のブレイカーで掘るんやけど、本職に焼いてもらったノミが5分ともたない。

—いよいよ来月から裁判も始まりますが。

一次訴訟でゼネコンにきっちりゆさぶりをかけないと。ゼネコンなんか、われわれのこと馬鹿にしてんやからね。はつり屋のこと人間やと思っていないから。なんかいつも馬鹿にされている気がしたもんよ。

—どんなことがありました？

若い1年生とか2年生の監督なんかが偉そうに言うてくるから、僕ら若いときなん

かね、「何を言うとなねん、若造が！」って、ちょっと怖がらせたりして。次の日から「あの職人さん、ちょっと怖いから…」と遠慮してもらうようになったこともあったけど。でも、あの子らも上の者から圧力かかって、「下請を安く使え」って言われているんやから、立場は一緒やねんけどね。

ひがみかもしれないけど、はつり屋さんというのは一緒に現場に入っている鉄筋屋とか型枠大工とかから見下されているような気がしましたね。こっちが作業をしているときなんかは、こっちに近づいてきませんよ。ほかの業者も監督も。遠巻きにして口元押さえてこっち見ているだけで。

—なぜこの仕事を？

35、6年前やったかな。近所ではつり屋の親方がいてね。その人と偶然知り合いになったところ、「運転する者がいないから、

兄ちゃんきてくれへんかな。仕事はせんでええから。」とぼろぼろの車に職人さん2人乗せて現場に行くようになったんです。

それが近所ということで毎日行くようになって…、半年くらいしたときやったかな、「兄ちゃん、もう慣れたやろ？」とはつりのピック持たされて。

—急にできるものなのですか？

ガラの片づけくらいはしてたけど。例のはつり屋の親方によると、人手がおらんということで知らないうちにはつり屋になってましたわ。そうこうしているうちに本職になってしまいました。そのうち昭和49年くらいに、原告の一人、矢野さんと知り合ったんです。

—矢野さんとは一緒によく仕事をしたんですか

矢野さんと現場に入ったときは楽でしたね。二人とも手を抜けへんし、要領もわかるとるから。でも二人ともベテランやから、それぞれ若い職人を連れて行ったもんです。そんなときは監督から文句言われますよ。ノルマが上がらんから「今日来たヤツ、なんや」って。

—そんなときはもめませんか？

若いときはけんかつ早かったけど、まあ、監督も労働者やからね。現場で一番えらい人でも、もともとは平の監督をしとった人やし、それが仕事やったんやから。

所長なんか、よう見てますねん、見てないようで。きりのええとこで作業を終えて、10分ほど早う片づけをしとったら、下請けに電話がかかってきて、「おまえんとこなんや、時間から時間までせえへんのか」って。その

所長が現場に出てきたところで捕まえて一言意見を言うたったことがあるんですが、それでもなんぼ頑張っても認めてもらえる仕事じゃない。

所属している組でもめて「おまえはもういらん」と言われても仕事はなんぼでもあったから。昔は新聞の求人欄にたくさん出てましたもん。それが今はスポーツ新聞でもアルバイト情報でも全然のってないんだから。

—賃金について

最初近所の親方の所に行ったときは日当が3500円、日払いの現金でもらってました。それでこういう仕事をしていると、他所からいろんな話が聞こえてくる。賃金が高いとか仕事が忙しいとか…。別のところに移るのも、一度他所に流れてみようか、ってな感じです。

—最後に裁判にむけて一言

二次訴訟、三次訴訟で続く人たちのためにも、ここで頑張っていきましょう。先生方、よろしく頼みます。

■末吉茂正さん

プロフィール：

沖縄県出身。じん肺管理区分3イ。大林組、清水建設などの現場で作業に従事。

■浜川邦宏さん

プロフィール：

沖縄県出身。じん肺管理区分3イ。竹中工務店、大林組、清水建設などの現場に入る。



末吉茂正さん

—沖縄県出身の末吉さんと浜川さんです。

それぞれ田舎はどちらですか？

末吉：栗国島。

浜川：俺は与那原。

—末吉さんは11・12月号に昔の写真が載っていますね。

末吉：まさかこんなして載るとは思わなかった。この前、裁判の報道のときにテレビに映ったんだけど、隠れているつもりだったのに、みんな気が付いたみたいで。「映ったぞ。何悪いことしたんだ？」って。

—昔の仕事仲間とかから連絡がなかったですか？

末吉：それはないけど…皮肉を言ってくる人間もおるよ。「自分ら労災もらって何が裁判やねん」ってそんな言い方をする人もおるし。あんまり相手にしないけど。

浜川：提訴した者の中でも、親方から文句言われている人もおるみたいやで。

—昔は労災の手続きすらしていなかったのではないでしょうか

末吉：昔だったらじん肺で労災保険をも

らっとる人でも、知らんふりやった。「わがだけもろっとつたらええわ」って、みんなに言ってなかったもん。それが片岡さんが来てから、みんな相談するようになって、本庄の人らが手続きするようになった。

浜川：こないだでも提訴のときに裁判所に来てくれていた人もおるから、原告以外でもこの裁判に興味を持ってきている人もおるんちゃうか。

末吉：昔は隠れてもらうもんみたいやったね。

—はつりを始めたきっかけは

末吉：自分は田舎で仕事もないし、勉強をしてなかったから、大工になるくらいしかなかった。周りの人もはつりをしていたから、自然にはつり屋になった。

—村にいるころから村民で誰がはつり屋をやっているか分かっていたんですか？

末吉：こっちに来てからわかったかな。

浜川：俺は大阪に来てからはつりという仕事を知ったよ。自分の兄貴が職人が入っていたから、一緒にやった。大阪に来たのは、18か19の頃だったか、大東市の鴻池新田において、自動車修理工をしていた。

—何故はつり屋に？

浜川：やっぱり、金がいい。当時は1日600円から700円くらい。

末吉：でもまさか、20年も30年もするとは思わなかった。

浜川：昔、栗国の人だったら、2年とか3年とかはつり屋をしたら、国に帰るもんやった。でも3年も大阪におつたら慣れるやん。



そんでずっとおるようになる。

末吉：また金が違います。普通の仕事やったら15万円がいいとこ。それがはつり屋だったら25万くらいになるときもあるから。それに魅かれてはつり屋になる。

浜川：金と言ったら、変電所の改造なんかで真鍮なんか出るやん。持って行ってくれと言われたものは売りに行く。一度日当より金になったことがある。

末吉：自転車で運んでね。

浜川：それから昔は15日毎に給料をもらって。昔の人は給料が月に2回あるから、集まって頼母子を掛ける。

—講ですか？

浜川：「模合（もあい）」、いうのかな。こっちでもあった。

末吉：今でもあるよ。まとまった金が必要になることもあるから。自分ら独り者やからよう貯金しないし。

—末吉さんは今も入っているんですか

末吉：今はひとつ。仕事をしているときだったら三か所、四か所はひとつだったけど。

—模合の仲間？

末吉：こっちにおる人で、よっぽど信頼できる人でないと。

浜川：たいがいは金をもっとる人が親になる。

末吉：とんずらされた話もよくあるよ。親方が逃げたり、職人が金を取って逃げたり。そんなときはそいつを紹介した人間が責任を取る。

—はつり作業の話に戻りますが、仕事の話を聞かせてください。

浜川：たいていは大阪市内やな。京都なんかもあるけど。

末吉：自分は富山やろ、黒部。あと、静岡とか、徳島なんか。

—印象深い現場はありますか

浜川：俺の印象深い現場は…杭を掘るときにケーソンで掘っていくやろ。下で石に当たったみたいでケーソンが回らなくなった。高さ15m、幅2mくらいのケーソンの中を降りて行って削岩機を使ったことがあるねん。それがたったの30分くらいの作業だったけど、ものすごいほこりやった。入る前にカナリア降ろしてな、レッカーで体を吊るして降りていくんやけど、今思えばあんなことようやったなあ。

それからポンプ場で5、6名並んで削岩機を動かしたことがあったけど、これもほこりがものすごい。派手に発破もして、川向うにあったマンションの住人が驚いておったのがわかった。当時は学生運動が盛んだったんで、過激派にダイナマイトを持って行かれないように大阪府警が3回も見に



浜川邦宏さん

来た。

末吉：自分の場合は、富山に行ったときに、発電所で天井の1メートル幅ほどを60センチあげる作業をしたんですね。ブレーカーに1メートル50センチのノミを付けて下から一生懸命突つくんです。横とか下とかなら30センチのノミで作業をするんだけど、天井は50センチ、70センチではじめて80センチ、1メートル、最後は150センチ…。

—そんな長いものもあるのですか

末吉：もうたいへんよ。

浜川：とにかく重たい。

—ブレーカー自体が30キロだから…。

末吉：ノミだけで20キロくらいあったんちがう？そんなときは俺は新米やけど、先輩なんか一生懸命作業していて。管の中だったからほこりだらけ。それ見ていて「ようやるなあ」と感心した。

—当時の末吉さんの作業は？

末吉：まだ新米やったから、道具を運んだりしていた。先輩が一生懸命しているのを見て「わあ、達者やなあ」と感心しながら、「これは人間のする仕事とちがう」って思った。ほこりだらけなのに当時はマスクなんかなかったし。

こんな言い方はいけないんだけど、あほらしい仕事よ、いくら金をもらっても。でもそれはしゃあない。食べることが先決やから。

—はつり作業に慣れるまでどのくらいかかりますか？

末吉：一年したら慣れるんちがう？

浜川：一年くらいしたよ。

末吉：最初のころは作業のあとで指が痛く

て箸も握みきれなかった。指を伸ばしきれんくて。

浜川：もう治ったけど、肉がほぐれてしまうし、指にこぶができる。

末吉：そう。はつり屋さんの手というのは汚いよ。骨は大きいわ、こぶだらけだわ。指は曲がってしまうし。あとは当たり前になったけど。

—じん肺になったのは？

末吉：自分が話を聞いたのは、その前からじん肺になっていたということは知ってたけど、労災とかは知らなかった。単に言われただけ。

浜川：ある親方のところで仕事を減らされるようになったんや。その親方のところにいる頃に分かったんと違うかな。

末吉：昔の健康診断なんか、いい加減なものと違うかな。それを「受けてきたよ」って親方のところに持って行った。

浜川：俺は南森町にある、なんとかというところで健康診断を受けた。親方はその結果を知っているけど、俺なんかには知らされない。

末吉：みんな亡くなっていくから怖くなるよ。父親も肺がんで死んだし。

—現場でのケガもありましたか？

末吉：ケガしとる人もようけいますよ。ブレーカーで足を突いたり、ブロックに潰されてぺったんこになったり。あと、ポール杭を切っているときに倒れてきて下敷きになったり。

浜川：親方から「お前ら、ケガしたら自分が損するだけやで」とよう言われたもん。

末吉：結構ケガありますよ。足の小指を突い

ちやったことある。
浜川：足突いたのはようけある。俺は高所作
業車で作業をしたあと、レバー操作を間
違って手を挟んだ。
末吉：梁をはつっているときに落ちたりと

か。昔の人はほとんど泣いているんと違
う？俺も2回怪我したけど何の補償もな
かったから。連れも目に鉄くずが入って失
明しかけたけど、150万もらっただけ。
—それでは裁判でも頑張りましょう。

はつりじん肺訴訟（第一回期日）

昨年12月末に提訴したはつりじん肺訴訟の第一回期日が来る3月18日（木）14時から大阪地裁202号法廷で開かれます。

原告15名、被告32社という類まれな大型訴訟であるとともに、建築現場のヒエラルキーにおける頂点であるゼネコンに対して最下層で粉じんにまみれて作業をしていたはつり職人が補償を求める裁判です。当日は大法廷で収容人数にも十分余裕があります。ぜひ皆さん傍聴ください。

2010年3月18日（木）14時より 大阪地裁202号法廷

2010.3.26-27 石綿健康被害救済法四周年行動へ ご参加・ご協力ください

施行当初、5年以内に見直しを行うとされた石綿健康被害救済法の見直しについていよいよ取り組むべき時期を迎えています。以下の行動にご参加・ご協力ください。

●新宿駅前大宣伝行動

2010年3月26日（金）15:00－17:00
JR新宿駅西口を予定

●石綿対策全国連絡会議第22回総会

2010年3月27日（土）10:00－12:00
日本教育会館大ホール

●いよいよ本番！アスベスト対策の全面見直しを！大集会

—格差も隙間もない救済・ノン・アスベスト社会を実現させよう！—
2010年3月27日（土）13:00開場 13:30－16:00

日本教育会館大ホール

参加費無料、どなたでも参加できます。

問い合わせ：石綿対策全国連絡会議 tel:03-3636-3882 e-mail:banjan@au.wakwak.com

URL: <http://park3.wakwak.com/~banjan/>

アスベスト報道ダイジェスト 2010年1月

1/5 震災などで倒壊した建物から飛散するアスベストに対する防護用マスクの備蓄状況を毎日新聞が全都道府県に尋ねたところ、42 都道府県で防災用備蓄がゼロだった。都道府県の防災担当者に先月、備蓄数や想定使用状況などのアンケートを送り、全都道府県から回答を得た。31 都道府県が備蓄ゼロと回答。備蓄数を回答した16 県について個別に確認したところ、防災物資として備蓄しているのは神奈川(備蓄数3500)▽静岡(同1000)▽長野(同200)▽群馬・徳島(同各100)の5県だけだった。11 県は2~366 個と回答したが、石綿使用建物などへの大気汚染防止法に基づく立ち入り検査など日常業務用としての備蓄で、防災物資として別枠で備蓄していなかった。

1/7 クボタ旧神崎工場の周辺で働いていた男性が、「石綿肺」と診断されていたことが分かった。独立行政法人・環境再生保全機構によると、石綿を扱う職場の従事者以外で石綿肺の患者が確認されたのは全国初で、石綿汚染の深刻さを示す形だ。男性は同日までに、クボタが独自に設けている救済金の請求手続きをした。男性はクボタが毒性の強い青石綿を使用していた57~75 年と同時期の約20 年間、同工場から約10 M離れた製缶工場で働いた。

1/12 さいたま市浦和区の「旧浦和青年の家」跡地に敷かれた再生砕石から、アスベストが検出された問題で、NPO法人「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」が知事とさいたま市長に質問書を提出した。県が18 日から始める予定の砕石除去作業について、除去する深さを15 cmとした根拠や、空気中のアスベスト濃度を測定する地点やタイミングを明示するよう求めている。工事開始予定日までに県と市に回答を求めた。

1/13 大阪府南部・泉南地域のアスベスト工場の元従業員や周辺住民らが国家賠償を求めている訴訟で、元従業員5人の遺族8人が総額1億6500 万円の支払いを求めて大阪地裁に追加提訴した。元従業員5人は、いずれも石綿工場で働き84~09 年に肺がんや石綿肺で死亡。最長で36 年間にわたって石綿工場で働いていた。今回の提訴で原告数は昨年11 月に結審した第1陣を含めて計47 人になった。第1陣は5月19 日に判決。

震災時に損壊した建物から飛散する石綿の危険性を学ぶ特別授業が、兵庫県西宮市の私立クラーク記念国際高校夙川キャンパスであった。生徒らは、阪神大震災後に吸った石綿でがんの一種、中皮腫を発症した患者の現状や防護マスクの着け方などを学んだ。震災に備えて石綿用マスクを備蓄する「マスクプロジェクト」に取り組む「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」などが企画。

環境省は、廃棄する石綿の埋め立て処分基準見直しを検討する方針を決めた。近く省内に事業者や専門家による検討会を設置する。廃石綿の処分量は年間4万~5万トンで、1割程度は高温

で焼却処理される。それ以外は埋め立て処分、全国で約40 業者が取り扱っている。埋め立て処分基準では、廃石綿は大気中に飛散しないように十分な強度のあるプラスチック製袋などで二重に梱包するか、コンクリートなどで固形化することを定めている。しかし、処分場周辺の住民からは、梱包では袋が破れて石綿が飛散する恐れがあるとの懸念が出ていた。

1/14 四国電力西条火力発電所で勤務していた元男性従業員が、退職後に中皮腫を発症して死亡したのは、会社がアスベスト対策を怠ったためだとして、男性の遺族が同社を相手取り、3300 万円の損害賠償請求訴訟を高松地裁に起こした。男性は1951~73 年に同発電所でタービンの清掃や機器の保守点検などの仕事をし、退職後の96 年に悪性中皮腫と診断を受け、99 年7月に81 歳で死亡した。男性は06 年に労災認定を受けた。

1/22 「石綿健康管理手帳」の山口県内での交付が、943 件に達したことが山口労働局のまとめで分かった。対象は今年度から周辺業務者まで拡大された。県内では年間数件ほどの交付が、05 年度140 件、06 年度250 件と急増。その後も200 件前後で推移し、周辺業務者にも既に11 件を交付した。多くが建設現場や瀬戸内地域のコンビナートで従事した者。06 年3月に施行された石綿健康被害救済法による遺族年金の県内での支給も3年間で25 件に上るなど、救済策の活用も広がりつつある。

1/27 尼崎市は「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会尼崎支部」が昨年末出した要望書に回答。被害実態解明のため国に働きかけをすることなどを約束した。回答で市は▽アスベストを含む民間建築物を公表するよう国に要望する▽クボタ旧神崎工場周辺の肺がん調査を国に働きかける▽市民啓発のため広報物を大量に作成することを検討する一などとした。

1/29 加賀市は一般ごみの焼却施設「加賀環境美化センター」の配管に、法令で禁止されたアスベストを使用した疑いのあるパッキング39 カ所あったと発表した。部品は「京浜バルブ工業」が納入。アスベスト含有製品の使用が禁止された06 年9月以降にバルブ交換の際に取り付けられた。センターの定期点検がある5月までにすべて取り換えるという。

全国の清掃工場などの配管に、法律で禁止されているアスベスト製の部品が使用されている疑いがあることが分かった。違法な使用は90 施設に及ぶとみられ、神奈川労働局は、アスベストを使った整備請負会社と社長らを書類送検した。



韓国からのニュース

■キャリア(株)、労災患者まで整理解雇／解雇者に労災承認、不法解雇で論難も

先月14日付で整理解雇されたキャリア(株)光州工場の労働者に、勤労福祉公団が労災療養承認決定を出した。金属労組キャリアエアコン支会は、会社に当該労働者の解雇撤回を要求している。

金属労組によると、公団の鉾山支社は先月29日にキャリア光州工場の労働者ソ・某(37)氏の労災療養を承認した。光州工場に勤務していたソ氏は、重量物をいつも動かす組み立て部門で17年間働き、『腰椎－脊椎間椎間板脱出症』と『腰部捻挫』を発症し、昨年11月13日に公団に療養申請を出した。運悪くこの日、ソ氏は会社から携帯電話の文字メッセージで整理解雇を通報された。

勤労基準法(第23条)によると、使用者は労働者が業務上負傷または疾病療養のために休業した期間と、その後30日間は解雇できない。被災労働者に対する不利益を最小化するための措置である。ソ氏は労災による療養承認が出る前に解雇されるという不利益にあったケースである。支会の関係者は「会社が被災労働者まで無理に解雇した」とし、「会社にソ氏に対する解雇撤回を要請している」と話した。当事者のソ氏も「解雇者の身分のため職場の医療保険の恩恵を受けられず、休業手当なども支給されていない」と話した。

会社は立場の表明を避けている。会社の関係者は「メディアのインタビューに応じ

ないのが会社の方針」とだけ話した。

2001年の大宇自動車での整理解雇を始め、この間大小の整理解雇の中で、被災労働者が解雇の対象に大半含まれて論議になった。勤労基準法などに違反した不法解雇という論議が提起され、労働部長官を相手にした訴訟にまでも飛び火した。キャリアの場合、現在ソ氏の他に8人の整理解雇された労働者が労災療養承認の決定を待っている。キャリアにはソ氏のように、反復作業に伴う筋骨格系疾患を訴える労働者が少なくなく、集団で労災が承認される可能性も考えられる。2010年1月5日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者

■勤労福祉公団、高校の学費支援奨学生を選抜／年間185万ウォンを限度

勤労福祉公団は7日、産業災害で死亡したり障害の判定を受けた家庭に、高等学校の学費を支援するために『希望ドリーム奨学生』を選抜すると発表した。選抜期間は8日から29日まで。

奨学生に選ばれれば、選抜の時点から高等学校を卒業するまで、年間185万ウォンの限度内で、入学金・授業料・学校運営支援費(育成会費)を受け取ることになる。選抜の対象は、△産業災害補償保険法による死亡労働者の配偶者・子女、△傷病補償年金受給者本人・配偶者・子女、△労災障害等級1～7級の本人・配偶者・子女、△5年以上の長期療養者の内、二黄化炭素疾病の判定者本人・

配偶者・子女で、高等学校に入学予定か在学中の学生。公団はぜひ弱階層に恩恵を与えるために、申請資格を現在の保険手当受領額が月平均260万ウォン未満の世帯、去年の被災労働者と配偶者の財産税・総合土地税の合計金額が30万ウォン未満の世帯に限定した。公団は1500人内外を選抜し、今までの人員を含む4300人に、66億ウォンの奨学金を支給する計画である。2010年1月8日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者

■国際労働安全動向／ドイツ産業医学研究所、石綿の職業性癌の早期診断を研究

ドイツ産業医学研究所(BGFA)が、石綿による職業性癌を早期に診断できる『分子マーカー』の研究を拡大している。分子マーカーは蛋白質・遺伝物質(DNA・RNA)など、身体に発生する物質をいう。

10日、ドイツの建設安全保健研究院によるとBGFAは、最近一般人を対象に実施した分子マーカー実験を、石綿関連疾患者に具体化した研究を実施している。最近行った研究で、ドイツの主な国家労災保険会社5社と協力して実験対象を募集した結果、2千人余りの石綿肺・肋膜炎患者が参加した。

石綿によって発生した腫瘍は、末期になって発見されるケースがほとんどだ。症状が現れた時期にはすでに治療が難しい状態だ。反面、石綿関連疾患は早期に診断すれば、治療の成功率が高いことも分かっている。このためにも早期診断が重要だ。

高解像の映像撮影法は石綿関連疾患を診断するのに効果的だが、費用が余りにも高く、放射能の曝露による副作用もある。最近

患者にストレスと痛みを起こさない非外科的な手段で分子マーカーを活用する方法が注目されている。分子マーカーは腫瘍から採取し、血液・小便・唾液などから容易に復旧が可能だ。

BGFAは個別分子マーカーに対する研究が十分に行われたことがない点を勘案して、少なくとも12以上の分子マーカーを使って癌診断を確定する。BGFAは今後ドイツ全域に関連の研究を拡大する予定だ。ドイツでは石綿関連癌の発病率が着実に増えている。中皮腫では、2000年の650件から2007年に900件、同期間の石綿による肺癌は700件から800件に増えた。2010年1月11日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

■今日、半導体労働者が国内初の集団労災訴訟提起／『三星電子白血病訴訟団』が昨年8月から訴訟準備

昨年勤労福祉公団で産業災害を認められなかった三星半導体の白血病被害労働者が、半導体労働者として初めて集団労災行政訴訟を提起する。半導体労働者の健康と人権を守る『パンオリム』と民主労総法律院は、「11日に三星半導体の死亡労働者の内、3人の遺族と闘病中の労働者3人が、勤労福祉公団を相手に『産業災害不認定処分を取消せ』という訴訟を提起する」と明らかにした。

民主労総法律院によると、現在まで半導体の工場で働いた労働者が、白血病などに罹って労災と認定された事例はない。今回の訴訟の争点は、被害労働者が白血病の発病原因として指定されているベンゼン・電

放射線など、発癌物質に曝露したのかどうかと、曝露と発病の因果関係である。最高裁はこの間の判例で、業務と疾病の因果関係は、医学的・自然科学的に明確に立証しなければならないものではなく、相当な因果関係があると推測・判断される場合にも業務上疾病と認定した。

今回の訴訟団にはパク・ヨンマン弁護士を団長に、パク・サンフン弁護士、パク・スンナン弁護士と、キム・ミンホ労務士、イ・チョンラン労務士、クォン・ドンヒ労務士が参加している。これらは昨年8月に三星電子白血病訴訟団を構成し、5ヶ月かけて訴訟を準備してきた。

『パンオリム』は、「連日最高の売り上げを誇る三星半導体神話の影に隠れた三星労働者の集団職業病に対して、初めて提起する訴訟」で、「きれいな産業というイメージで包装された半導体・電子産業の有害性に対する問題提起でもある」と話した。訴訟団は遺族と共に11日午前、ソウル中央裁判所で記者会見を行う。

【三星半導体白血病被害労働者】

『清浄産業』として知られた半導体産業で、白血病に罹った労働者が次々と出て、職業性癌に対する憂慮が高まっている。『パンオリム』によれば、最近の10年間で、三星電子半導体事業部で仕事をして急性白血病など造血系癌に罹った労働者は22人だ。その内7人が死亡したと伝えられている。この中の一部が勤労福祉公団に労災療養申請をしたが、昨年すべて不承認とされた。2010年1月11日 民衆の声 チョ・ヒョンミ記者 記者

■労災判例追跡／組合員差別が呼んだうつ病、業務上災害か

昨年、ある就職関連インターネットサイトが会社員600人を対象にアンケート調査をしたところ、10人中7人は会社に出勤するだけで憂うつになると答えた。回答者の74.4%が会社の外では活気に溢れているが、出勤するだけで無気力になり憂うつになる『会社うつ病』を体験していた。うつ病を体験する原因としては、『不確かな会社のビジョン』『自身の未来に対する不確実性』『多すぎる業務量』『上司との関係』『組織での曖昧な位置』『業績成果通りに行われない賃金引き上げ』などが指摘された。経済危機の時には、雇用不安などでうつ病を体験する会社員が増加するという分析もある。

特に労働組合の組合員というだけの理由で差別待遇を受けるとすれば、労働者の苦痛はより大きくなるに違いない。ソウル行政法院は2008年に、CCTVを設置して労働者を監視し、組合員だけを別途のラインに配置した事業場の事件について、「差別が不安と憂うつ反応を起こし、慢性適応障害の発病原因になった」として業務上災害を認定した。

◇争議行為後、組合員だけ別途のラインに配置

ソウル市衿川区にあったある電子部品生産業者には、2002年当時、生産職の女性労働者が50人と事務室で働く男性労働者が40人程勤めていた。労組は女性生産職労働者23人で構成されていた。同じ年の4月、労組は基本給1日4500ウォンと職務手当毎月5万

ウォンの引き上げ、賞与金100%引き上げ案を掲げて団体交渉を要求した。当時、労使は会社の代表理事が参加して顔合わせをしたが、以後数回にわたった交渉には代表理事は出席せず、交渉は決裂した。労組はソウル地方労働委員会に調整申請をした。しかし使用者側は調整会議にも参加しなかった。結局、地労委は調整案を提示しないまま調整を終了した。そこで労組はストライキと委員長断食座り込み、宣伝戦などを行った。

組合員を対象に職場閉鎖を断行した会社は、同じ年の11月、労組の業務復帰を許諾するという公文書を発送した。会社は1階の特定ラインだけに組合員が集まって仕事をするように配置を変更した。会社側は「配置転換に応じなければ復帰の意思がないものと見なす」とした。製造本部長は労組と面談し、労働者と労組に、事前に十分な了解を得ることができなかつた点を謝り、組合員は別途のライン作業に応じることにした。

◇相次ぐ懲戒・CCTV設置・ピクニック支援金拒否

労働争議が終わった後、会社は3回にわたって懲戒委員会を行い、翌年2月に業務妨害、非組合員脅迫などを理由に、労組委員長をはじめとする組合員5人を懲戒解雇した。残りの組合員に対してはけん責の懲戒をした。これらは地労委と中央労働委員会、ソウル行政裁判所ですべて不当と認められた。会社は2000年12月、総合事務室にCCTV6台を設置し、2002年12月には生産1階の現場と生産2階の現場、屋上などに10台のCCTVを設置した。労組は「会社がCCTVを設置して組合員の人権を侵害し、不当労働行

為を行っている」として2003年7月、ソウル冠岳地方労働事務所に告訴状を提出し、生産施設にCCTVを設置したのは組合員を監視するためのものだということが認められた。会社は非組合員にはチーム別にピクニック行事の支援金を支給したが、組合員には支援金の支給を拒否するなど組合員を差別した。

◇不安・憂うつに伴う慢性適応障害の発生

組合員は事業主の暴行と暴言、CCTV設置など、余りな監視と統制、団体交渉の懈怠、組合員差別、解雇・懲戒などによるストレスのために、不安と憂うつ反応を伴った慢性適応障害が発生したと主張して、2005年5月に勤労福祉公団に療養を申請した。しかし公団は「勤労者が主張する理由は、事業主の事業と対立する労組活動または争議段階に入った以後からの連続した労組活動中に起こったことで、業務的な理由とは言えず、業務と傷病との因果関係は認められない」として不承認とした。しかしソウル行政裁判所は2008年4月、公団の療養不承認処分を取り消す判決を出した。判決の要旨は次の通り。

「使用者と対立関係になり、争議段階に入った以後の組合員の活動を会社の業務と見ることはできず、争議行為の過程で現れた事業主との葛藤は、業務に関連して発生したと見ることはできない。しかし争議行為の後にあった一連の行為、すなわちCCTV設置による監視と統制、組合員の別途ライン配置など、組合員に対する差別の手段と、方法・期間、それに対する組合員のこれらに対処する過程、解雇された5人の救済申請、

行政訴訟の過程、不当解雇救済理由などを参酌すれば、争議行為終了後の会社の行為によって原告が受けた精神的なストレスも相当なものと見られる。疾病の発生原因中の一部が業務遂行と直接的な関係がない争議行為中に起きたとしても、争議行為が終了した以後に受けた業務上のストレスが相当な程度に達し、本件の傷病の発生または悪化に相当な程度で寄与したとすれば、本件傷病は業務と相当な関係があるというに値する」。2010年1月18日 民衆の声 チョ・ヒョンミ記者

■造船所で相次ぐ重大災害、なぜ？

1ヶ月間に4人の労働者が死亡した大宇造船海洋では、昨年も6人の労働者が命を失った。大宇造船海洋は昨年10月にも労働部の特別安全監督を受けた。しかし死者数が示すように、状況は良くならなかった。昨年の特別安全監督当時、労働部が是正を指示した部分さえ改善されていないことが明らかになったためだ。

◇特別安全監督をした何一つも…

死亡事故に対するメディアの関心が集中すると、大宇造船海洋は超非常体制に入った。会社側は8日に操業を中止し、役職員3万人が1ヶ所に集まって労災事故原因糾明の労使合同討論会を行った。会社側は10億ウォンに達する『安全マイレージ』制度の導入を提案し、職員に制度運営対策を公募した。チョン大宇造船海洋理事は「会社売却が進められるなど、不明瞭な雰囲気の中で労働者の業務への集中度が落ち、そうするうちに小さな不注意が大きな事故に繋がった

ようだ」と話した。

しかし会社側のこのような動きは『後の祭り』に過ぎないという指摘が多い。金属労組と大宇造船労組の真相調査によると、20日発生した塗装工場の爆発事故の場合、作業に使われた『LEDランタン』から火花が散ったのが事故原因と推定される。塗装作業をする時は、爆発を防止する『防暴灯』を使うとした産業安全保健法の関連条項に違反したのだ。昨年行われた特別安全監督で、労働部がLEDランタン使用に対する是正指示を命じたが、会社はこれを守らなかった。金属労組のムン・キルジュ労働安全局長は「事後管理監督に過ぎない特別安全監督は、あってもなくても関係ない措置」と批判した。

◇導入趣旨の面目を失った自律安全管理

一定規模以上の大型造船所に限り、労使が安全監督を自律的に行うようにした『造船業自律安全管理政策』に対する批判も続いている。この制度は安全システムを備えた大型事業場の労使が自律的に安全管理をし、政府は零細な事業場の安全管理に集中するという趣旨で、2007年に導入された。制度に対する作業現場の反応は冷たい。金属労組現代三湖重工業支会のリュ・ソンイル事務長は、「制度導入以後、むしろ事故が増えた」とし、「使用者の安全監督義務を免除する制度に変質した」と批判した。イ・ソ・チギョン労働健康連帯事務局長も、「自律安全管理政策自体は良い点もあるが、安全関連規制の緩和と生産第一主義などがかみ合わさって、逆効果だけしか出ていない」と主張した。

一方造船業に蔓延したいわゆる『物量請負』が事故を増やしているという指摘もある。産業安全保健公団のパク・ジェグアン部長は、「物量請負による『早く早く』の慣行が事故を産む」として、「労働者の熟練度を高めるための教育などが補完されなければならない」と強調した。2010年1月27日
毎日労働ニュース ク・ウネ記者

■製造業者で発癌物質根絶する／金属労組、今年の特別活動で「発癌物質追放キャンペーン」推進

金属労組が自動車業者を含む製造業事業場内の発癌物質の使用を根絶するために、大々的なキャンペーンを行う。

労組は今年の特別活動として『発癌物質追放キャンペーン』を展開すると26日に明らかにした。労組は27日に行われる定期代議員大会で関連した活動計画案を議決する。

労組と労働環境健康研究所が、昨年20事業場の発癌物質使用実態を調査した結果、該当の事業場で使われた840種類の化学物質の内、299種類(35.6%)が発癌物質だと明らかになった。自動車のマフラーやシーツを製造する事業場の場合、発癌物質の比率が60%を越えた。

これに伴い、労組は昨年実施された実態調査を補完するレベルで、発癌物質診断活動を行うことにした。来年までに労組所属のすべての事業場の発癌物質を診断し、データベースを構築し、これを土台に発癌物質の深刻性を世論化する方針だ。

最近職業性癌と疑われるケースが着実に増加している中で、労組は職業性癌の被害者を見付け出し、会社を相手に補償闘争を行う計画だ。組合員はもちろん、退職組合員と非組合員まで癌被害の有無を調査する。被害補償の根拠作りのために専門家で構成された『職業性癌被害者補償推進委員会』も発足する予定だ。

このような計画は27日の労組定期代議員大会で確定する。キム・ホキョ労組副委員長は「発癌物質は、組合員はもちろん国民の健康にも直結した問題」として「製造業者で何気なく扱われている発癌物質の危険性を警告し、発癌物質の使用が根絶されるように組織力を集中する計画」と話した。2010年1月27日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者



安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881

E-mail:joshrc@jca.apc.org URL:http://www.jca.apc.org/joshrc/

前線から

これからのアスベスト対策 で集会

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
奈良支部

奈良

2月7日、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会奈良支部集会が行われた。石綿対策全国連絡会議事務局長の古谷杉郎さんを講師に招き「みんなで考える/ これからのアスベスト対策」と題して、活発な意見交換が行われた。当日は中村哲治法務省政務官（参議院議員）をはじめ国会議員、県議会議員、奈良県担当者、王寺町担当者、斑鳩

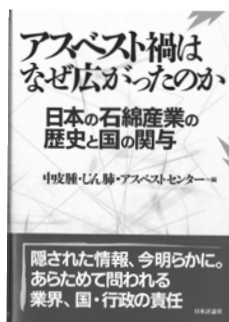
町長などの参加を得て、石綿問題の関心の高さを示した。また王寺町の二チアス、斑鳩町の竜田工業の加害者責任を一向に明らかにしない環境省の対応に参加担当者から怒りの声も上がっていた。

石綿新法制定4周年を迎えた今、来年の本格的な見直しに向けて活発な動きがある中で開催された奈良支部集会は大きな足掛かりと

なった様に思う。政権交代の賜として、環境省の中央環境審議会小委員会に被害者代表として石綿対策全国連の古谷さんが委員として任命された。この様な委員会に当事者が参加できたのは画期的な事というけれどもまだまだ1人の力では弱いものが有る。毎回の委員会で孤軍奮闘している姿を傍聴するにつけ、せめてあと2人位は此方側からの代表を入れなければ声が通りにくいと実感している。従来通り、官僚主体の委員会になるのなら政権交代した意味がない。もっと我々の声を反映するべく最後の攻防戦に全力を注ぐ決意を新たにした。

アスベスト禍はなぜ広がったのか

日本の石綿産業の歴史と国の関与
中皮腫・じん肺・アスベストセンター編



世界と日本のアスベスト産業の歴史を調べ、さらにそれへの国の関与を明らかにし、健康被害の拡大がなぜ防げなかったのかを問う。

日本評論社 A5判 248ページ
定価 2520円

1月の新聞記事から

1/6 京都府南丹市の京都地方法務局園部支局の新築工事現場で、約600キロの建設資材をつり上げていた大型クレーンが倒れ、建設会社「福村建設」の作業員が落下したコンクリート型枠用合板の下敷きになり死亡、運転していたクレーン会社「北都クレーンサービス」の作業員が軽傷。

1/7 横浜市金沢区の化学メーカー「日本カーリット」横浜工場で爆発が起き、工場内の建物8棟が全壊するか全焼した。工場の従業員6人のほか、別の工場の男性従業員、近くを車で走行中に割れたフロントガラスで右手を切った男性会社員の計8人が軽傷を負った。同工場は08年4月にも従業員2人が死傷する爆発事故が起きている。

1/8 東京都清瀬市の「清瀬市民センター」で、エレベーターの解体工事中、ワイヤが切れ、かごをつるしているワイヤに付いた鉄製の重り（約1300キロ）が1階まで落下した。かごの上部で作業していた作業員の男性2人が全身を強く打って死亡した。重りが直撃した可能性がある。

敦賀労働基準監督署は原発での従業員のけがを報告しなかったとして労働安全衛生法違反の疑いで松山市内浜町の建設業者「アミウチプラス」と、同社社長ら2人を書類送検した。従業員が平成20年3月、関西電力大飯原発3号機の配管内部を塗装中に薬指に全治約4カ月以上のけがを負って休業したのに、労基署への報告を怠った。

1/13 東京電力は柏崎刈羽原発の原子炉建屋で作業していた男性作業員が、微量の放射性物質を誤って体内に取り込んだと発表。この作業員が受けた放射線の量は今後50年間で約0.003mSvと推定される。作業で使ったゴム手袋を取る際、誤って手に放射性物質が付着し、その手で顔をふいたため、鼻か口から体内に取り込まれた。

1/16 平成20年に近畿日本鉄道系のリゾート施設「賢島宝生苑」の女性社員が自殺したのは職場でのセクハラにより統合失調症になったのが原因として、両親が施設に1億円余りの損害賠償を求める訴訟を津地裁に起こした。女性は19年6月下旬、新入社員歓迎会で上司に尻などを触られ、人前で「発達していない」と言われた。その後、会社を辞めようとしたが、辞めさせてもらえず精神的に追い詰められ、20年1月に自殺したという。

1/18 「日本マクドナルド」の社員だった男性（25）が勤務中に倒れ急性心機能不全で死亡したのは過労が原因として、母親が労災と認めなかった川崎南労働基準監督署の処分取り消しを求めた訴訟で東京地裁は、労災と認定した。判決は「相当長時間の自宅でのパソコン作業も含め、業務と発症に因果関係がある」とした。男性は00年11月7日、正午からの通常勤務後、翌朝5時半まで清掃会社の作業に立ち会い、8日正午に再び出勤して倒れ間もなく死亡した。

1/19 高石市の三井化学大阪工場敷地内にある大阪石油化学東北工業所から高温の油が漏れ、作業員2人が足などにやけどをしたが軽傷。油を送るパイプの交換作業をしていたが、事前に油を止めていなかったため漏れだしたとみられる。

06年に山梨県立高校教諭だった岩間友次さんが24年前に担任した妄想性障害の男に刺殺されたことをめぐり、妻が公務災害と認めなかった地方公務員災害補償基金の処分取り消しを求めた訴

訟の判決で、甲府地裁は「生徒指導という公務に起因して妄想を形成したことは明らか」と処分を取り消した。友次さんは1981年度に県立高校で男を担任し、自宅に招いて相談に乗るなどしていた。

1/21 長野県松本市の自動車販売会社の男性が、「不当な懲戒処分と配置転換などで、うつ病に追い込まれた」として松本労働基準監督署に労働災害を申請し、認定された。支援したNPO法人「ユニオンサポートセンター」によると、男性は2006年4月、事務上のミスで顧客とトラブルになり、減給6カ月の懲戒処分を受けた。男性は「不当に重い見せしめ的な懲戒処分だった」と主張。「処分後、突然経験したことのない部署に転動させられ、辞めるよう仕向けられた」という。

自殺の背景にうつ病など精神疾患が増えていることを受けて、厚生労働省は省内の関係係部局などによる「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム（PT）」を設置し初会合を開いた。3月中に対策の中間的なとりまとめを目指す。PTは内閣府と連携を取りながら、精神医療や職場のメンタルヘルス対策の充実など厚労省としての対策を検討する。

1/22 三重県四日市市で09年10月、東名阪自動車道の路肩にいた警備員が大型トラックにはねられ死亡した事故で、県警高速隊は兵庫県小野市の運送会社「ロジネクス」と、運行責任者2人を道交法違反（過労運転容認）の疑いで津地検へ書類送検した。運転手が同社を出発してから事故を起こすまでの3日間、計約6時間半しか眠らず運転を続けていたことが、運行記録から判明した。

1/23 九州各県の警察官で編成する九州管区機動隊の20代の男性隊員3人がそれぞれの上司の小隊長から暴行などを受け、早良小隊の隊員が昨年10月に自殺を図っていたことが分かった。命に別条はなかった。昨年10月7日、福岡市内の寮の自室で隊員が手首を切って倒れているのを同僚が見つけた。その後、同月上旬に早良小隊が長崎県に出張時、バス内で小隊長から顔を殴られていたことが判明。小倉南小隊でも別の小隊長が隊員2人に怒鳴り、1人がうつ病状態になったという。県警は小隊長2人を管区機動隊から除隊させ、パワーハラスメントとみて詳しい事実関係を調査。

1/25 1998年から昨年まで12年連続で3万人を超えた自殺者を減らすため、政府は警察庁が集約した自殺者の居住地や職業、年齢などの統計データを基に地域ごとに自殺発生の特性を分析、対策づくりに活用する方針を決めた。警察庁と自殺対策を所管する内閣府が、プライバシーを守りながら分析できるデータ処理プログラムの作成を開始。昨年1年分の分析結果の年度内発表を目指し、その後も月ごとの暫定集計値を定期的に分析することが可能か、検討している。

1/26 過労死による労災を認定した企業名を大阪労働局が不開示としたのは不当として「全国過労死を考える家族の会」代表、寺西笑子さんが国に不開示処分の取り消しを求めた行政訴訟の第1回口頭弁論が大阪地裁であった。原告は「過労死や過労自殺をさせるのは企業犯罪。社会的批判にさらされるべきだ」と意見陳述した。国側は請求棄却を求める答弁書を提出し、争う構えを示した。